

ここから世界を動かそう。



第 118 回 定時株主総会
招集ご通知

日時

2026 年 6 月 26 日 (金)
午前 10 時

場所

名古屋商工会議所ビル
2 階ホール

決議
事項

第 1 号議案 取締役 9 名選任の件
第 2 号議案 補欠監査役 1 名選任の件
第 3 号議案 役員賞与支給の件



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第118回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、2025年度から新たな中期経営計画「Bridge to Daido 2030」をスタートさせています。事業体制の再構築を行う6年間に位置付けたこの中期経営計画は、2050年までに進むべき道を示した長期ビジョン「大同の大道」を起点としており、すべり軸受の総合メーカーとして世界No.1のグローバル企業となるための大事な6年間でございます。

製造業としての基本と当社グループが果たすべき社会的使命からそれることなく、あらゆる産業分野における世界のトライボロジー（摩擦・摩耗・潤滑）リーダーとして、企業価値向上に努めていく決意でございます。株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

大同メタル工業株式会社
代表取締役会長

判治誠吾

証券コード 7245
2026年6月4日

株 主 各 位

名古屋市中区栄二丁目3番1号
名古屋広小路ビルディング13階
大同メタル工業株式会社
代表取締役会長 判 治 誠 吾

第118回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.ir.daidometal.com/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、下記の東京証券取引所（東証）及び名古屋証券取引所（名証）の各ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

名証ウェブサイト（上場銘柄情報）

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



上記の名証ウェブサイト（上場銘柄情報）にアクセスして、銘柄名又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日株主総会にご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時（日本時間）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所ビル 2階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産の配布及び飲料のご提供は行いません。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第118期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第118期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役9名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 役員賞与支給の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時（日本時間）までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネット等による議決権の行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、5頁から6頁に記載の「議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時（日本時間）までに行使してください。

以 上

- ◎ 本株主総会においては、株主の皆様との対話の推進を図る観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）の詳細な説明は省略させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日3日前までに、書面又は電磁的方法によってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日の受付開始時間は午前9時を予定いたしております。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び名証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 会社法改正により、電子提供措置事項については上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・株式会社の業務の適正を確保するための体制
 - ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ・株式会社の支配に関する基本方針
 - ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによるご行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>にて
各議案に対する賛否をご入力
ください。

議決権行使期限

2026年6月25日（木）
午後**5時**（日本時間）まで

詳細は次頁をご覧ください。

書面（郵送）によるご行使



同封の議決権行使書用紙に各議
案に対する賛否をご記入くださ
い。

議決権行使期限

2026年6月25日（木）
午後**5時**（日本時間）まで

株主総会ご出席によるご行使



同封の議決権行使書用紙をご持参
いただき、会場受付にご提出くだ
さい。

※当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の
インターネット又は郵送による議決権行使の
お手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2026年6月26日（金）
午前**10時**

ご注意事項

- 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031**

（受付時間 午前9時～午後9時）

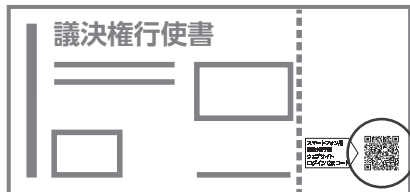
議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

●「スマート行使」によるご行使●

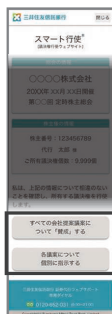
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

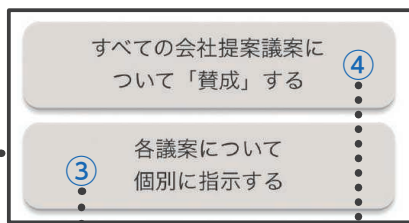


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



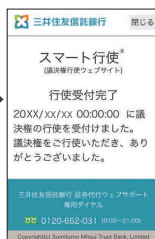
③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



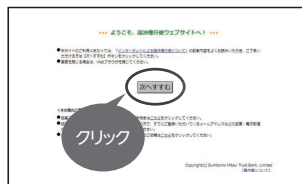
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
 ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

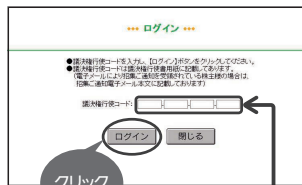
●パソコン等によるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

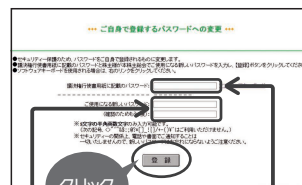


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の指名につきましては、本招集ご通知41頁記載の【経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うにあたっての方針及び手続】に基づき行っております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	はんじ せいご 判治 誠吾	代表取締役会長 兼 CEO	再任	15回中15回 (100%)
2	ふるかわ ともみつ 古川 智充	代表取締役社長 兼 COO	再任	15回中15回 (100%)
3	はかこし しげまさ 墓越 繁昌	取締役 兼 常務執行役員 人事企画ユニット長 兼 犬山事業所長	再任	15回中15回 (100%)
4	よしだ ありひろ 吉田 有宏	取締役 兼 常務執行役員 新製品開発ユニット長	再任	15回中15回 (100%)
5	いとう ひろき 伊藤 啓貴	取締役 兼 常務執行役員 財務企画ユニット長	再任	15回中15回 (100%)
6	しょうだ けんじ 正田 健二	取締役 兼 常務執行役員 第1カンパニープレジデント	再任	12回中12回 (100%)
7	しらいみ ゆり 白井美由里	取締役	再任 社外 独立	15回中15回 (100%)
8	いしはら しんじ 石原 真二	取締役	再任 社外 独立	12回中12回 (100%)
9	くわばら しげひろ 桑原 茂裕	—	新任 社外 独立	—

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 (株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

1	はんじ 判治	せいご 誠吾	再任	生年月日	候補者の有する当社の株式数
				1942年1月2日生	160,754株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1965年4月	当社入社	2018年5月	一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事（現任）
1993年6月	当社取締役 第3事業部副事業部長	2023年4月	当社代表取締役会長 兼 社長 CEO 兼 COO
1994年4月	当社取締役 第1事業部長	2024年6月	当社代表取締役会長 兼 CEO（現任）
1995年6月	当社代表取締役社長		
2005年6月	当社代表取締役社長 兼 最高経営責任者		
2007年6月	当社代表取締役会長 兼 最高経営責任者		
2008年5月	一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事 副会長及び同中部支部 支部長 (株)ニチレイ 社外取締役		
2010年6月			

【重要な兼職の状況】

一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事

取締役候補者とした理由

判治誠吾氏は、長年に亘り当社グループ全体の経営を担い企業価値向上を牽引しており、豊富な企業経営の経験と強力なリーダーシップに裏付けられた的確な状況判断に基づく決断力と、方針を着実に実行する手腕を有しております。今後も引き続き当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者としていたしました。

2	ふるかわ 古川	ともみつ 智充	再任	生年月日	候補者の有する当社の株式数
				1962年1月29日生	43,210株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2019年4月	同 大同プレーンベアリング(株) 社長
2009年4月	大同メタルコトールAD（モンテネグロ）社長 （在モンテネグロ）	2019年7月	当社上席執行役員 大同プレーンベアリング(株) 社長
2013年1月	大同メタルメキシコ S.A.DE C.V.（メキシコ） 社長（在メキシコ）	2021年7月	当社常務執行役員 大同プレーンベアリング(株) 社長
2016年7月	当社執行役員 大同メタルメキシコ S.A.DE C.V.（メキシコ）社長（在メキシコ）	2023年4月	同 グローバル生産設備管理ユニット長
2017年4月	同 エヌデーシー(株) 社長	2023年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 グローバル生産 設備管理ユニット長
		2024年6月	当社代表取締役社長 兼 COO（現任）

取締役候補者とした理由

古川智充氏は、長年に亘り当社の生産・技術領域に携わり、品質管理や製造技術をはじめとする幅広い見識に加え、国内拠点及び海外拠点での経営経験を有しております。豊富な経営経験を活かし、当社の事業・技術に精通した者として経営判断に関与いただくことが、当社における事業分野の拡大に繋がり、ひいては当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者としていたしました。

3

はかこし
墓越 しげまさ
繁昌

再任

生年月日

1961年4月11日生

候補者の有する当社の株式数

34,735株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2019年7月	当社上席執行役員 ダイナメタルCO., LTD. (タイ) 社長
2011年4月	当社バイメタル製造所長	2021年4月	同 人事企画ユニット長付
2015年4月	当社第3カンパニープレジデント	2021年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 人事企画ユニット長付
2016年7月	当社執行役員 第3カンパニープレジデント	2021年7月	同 人事企画ユニット長
2017年4月	同 大同メタル佐賀(株) 社長	2024年6月	同 人事企画ユニット長 兼 犬山事業所長(現任)
2019年4月	同 ダイナメタルCO., LTD. (タイ) 社長		

取締役候補者とした理由

墓越繁昌氏は、長年に亘り当社の生産・技術領域に携わり、バイメタル製造及び加工技術をはじめとする幅広い見識に加え、国内拠点及び海外拠点における人事戦略の構築及び推進を経験しております。当社のコアテクノロジーに精通した者として経営判断に関与いただくことが、当社グループの持続的な成長の基盤づくりに貢献、ひいては当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者としていたしました。

4

よしだ
吉田 ありひろ
有宏

再任

生年月日

1964年3月11日生

候補者の有する当社の株式数

26,149株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2022年4月	同 技術ユニット長
2006年1月	当社経営企画室 欧州地域本部ゼネラルマネージャー (在英国)	2022年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 技術ユニット長
2016年7月	当社執行役員 設計センターチーフ	2024年4月	同 技術ユニット長 兼 トライボロジー研究センターチーフ
2017年4月	同 技術ユニット長 兼 設計センターチーフ	2024年6月	同 技術ユニット長 兼 トライボロジー研究センターチーフ
2019年4月	同 技術ユニット長		兼 新規ビジネス開発推進ユニット長
2019年7月	当社上席執行役員 技術ユニット長	2025年4月	同 新製品開発ユニット長 (現任)
2021年4月	同 副技術ユニット長		

取締役候補者とした理由

吉田有宏氏は、長年に亘り当社の技術領域に携わり、製品設計をはじめとする幅広い見識に加え、海外拠点での統括業務の経験を有しております。当社の技術に精通し、長年に亘り顧客のニーズに沿った技術開発を行ってきた経験をもとに経営判断に関与いただくことが、当社における事業分野の拡大に繋がり、ひいては当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者としていたしました。

5	いとう ひろき 伊藤 啓貴	再任	生年月日 1964年8月24日生	候補者の有する当社の株式数 6,877株
----------	--------------------------	-----------	---------------------	-------------------------

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年4月	三井信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株)) 入行	2022年4月	同 財務企画ユニット長
2014年7月	三井住友信託銀行(株) 名古屋営業第二部 部長	2022年7月	当社上席執行役員 財務企画ユニット長
2016年10月	同行 理事 本店営業第七部 部長	2024年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 財務企画ユニット長 (現任)
2019年4月	同行 執行役員 札幌支店長		
2020年7月	当社入社 当社執行役員 コンプライアンスユニット長 兼 法務センターチーフ		

取締役候補者とした理由

伊藤啓貴氏は、長年に亘り金融機関における業務執行及び統括業務を務め、経営・財務の豊富な知識と経験を有しており、当社入社後もコンプライアンス・法務、経営・財務の分野で大きく貢献しております。長年に亘って積み重ねられた財務における豊富な知識と経験をもとに経営判断に関与いただくことが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。

6	しょうだ けんじ 正田 健二	再任	生年月日 1962年12月24日生	候補者の有する当社の株式数 13,130株
----------	---------------------------	-----------	----------------------	--------------------------

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	(株)ブリヂストン入社	2021年7月	当社上席執行役員 大同メタルヨーロッパ GmbH (ドイツ) 副社長 兼 大同メタルヨーロッパ LTD. (英国) 社長
2010年3月	Bridgestone South Africa (Pty) Ltd. (南アフリカ) 派遣 社長	2022年10月	同 大同メタルヨーロッパ GmbH (ドイツ) 副社長
2012年1月	(株)ブリヂストン 直需海外部長	2024年4月	同 第1カンパニープレジデント
2012年10月	ブリヂストンサイクル(株) 派遣 執行役員	2025年6月	当社取締役 兼 常務執行役員 第1カンパニープレジデント (現任)
2014年1月	当社入社		
2014年4月	大同メタルヨーロッパ LTD. (英国) 社長 兼 大同メタルドイツ GmbH (現 大同メタルヨーロッパ GmbH) (ドイツ) 社長		
2017年7月	当社執行役員 大同メタルヨーロッパ GmbH (ドイツ) 社長 兼 大同メタルヨーロッパ LTD. (英国) 社長		

取締役候補者とした理由

正田健二氏は、長年に亘り事業会社において海外関連業務に従事し、グローバルなビジネスを遂行するための知識と経験を有しており、当社入社後も欧州の拠点長を歴任し、当社の欧州ビジネスの発展に貢献しております。これまで培ったグローバルビジネスに関する豊富な知識と経験をもとに経営判断に関与いただくことが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと判断し、取締役候補者いたしました。

7

しらいみ ゆり
白井美由里

再任

社外

独立

生年月日

1963年1月2日生

候補者の有する当社の株式数

7,304株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年4月	横浜国立大学経営学部 専任講師	2009年4月	横浜国立大学経営学部 教授
1999年4月	同 助教授	2011年4月	横浜国立大学大学院国際社会科学研究所 教授
1999年8月	デューク大学フークア・ビジネススクール 客員研究員	2015年4月	慶應義塾大学商学部 教授（現任）
2003年5月	慶應義塾大学大学院経営管理研究所 内地研究員	2022年6月	当社社外取締役（現任）
2005年6月	(株)ニチレイ 社外取締役		

【重要な兼職の状況】

慶應義塾大学商学部 教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

白井美由里氏は、大学教授、研究員等を歴任され、現在は大学教授の職にあり、長年、消費者行動、マーケティングについての研究を重ねております。かかる経験と見識をもとに、今後も引き続き当社の経営を監督・監視していただくため、社外取締役候補者となりました。同氏には、当社の経営を監督・監視していただくとともに、主にマーケティングを含む営業分野に係る豊富な知識と経験を活かした経営への助言をいただくことを期待しております。

なお、同氏は社外役員としての関与以外には過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先である慶應義塾大学との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。

8

いしはら しんじ
石原 真二

再任

社外

独立

生年月日

1954年11月3日生

候補者の有する当社の株式数

2,713株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	弁護士登録（愛知県） 石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所	2021年10月	(株)十六フィナンシャルグループ 社外取締役 （監査等委員）（現任）
2011年8月	石原総合法律事務所 所長（現任）	2025年6月	当社社外取締役（現任）
2013年6月	矢作建設工業(株) 社外取締役		
2015年8月	(株)オータケ 社外取締役（監査等委員）		
2016年4月	愛知県弁護士会 会長 日本弁護士連合会 副会長		

【重要な兼職の状況】

石原総合法律事務所 所長
(株)十六フィナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石原真二氏は、長年に亘り弁護士として培われた専門的な知識及び豊富な経験を有しており、日本弁護士連合会 副会長などの要職を歴任されております。また、社外取締役としても豊富な経験を有し、かかる経験と見識をもとに、今後も引き続き当社の経営を監督・監視していただくため、社外取締役候補者となりました。同氏には、当社の経営を監督・監視していただくとともに、コーポレート・ガバナンス強化のため豊富な知識と経験を活かした経営への助言をいただくことを期待しております。

なお、同氏は社外役員としての関与以外には過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先である石原総合法律事務所及び(株)十六フィナンシャルグループとの間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。

9

くわばら
桑原 しげひろ
茂裕

新任

社外

独立

生年月日

1956年12月9日生

候補者の有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月	大蔵省 入省	2013年6月	金融庁 総務企画局長
1984年7月	札幌国税局 小樽税務署長	2014年8月	日本銀行 理事
1996年1月	在カナダ日本大使館 参事官	2018年8月	アフラック生命保険(株) シニアアドバイザー
2000年7月	大蔵省 主計局主計官 (農林水産省担当)	2019年6月	学校法人中部大学 理事 (現任)
2001年7月	財務省 主計局主計官 (文部科学省担当)	2020年1月	アフラック生命保険(株) 取締役副会長 (現任)
2007年7月	財務省 大臣官房審議官 (理財局担当)	2023年5月	(株)メディカルー光グループ 社外取締役 (現任)
2008年7月	財務省 理財局次長		【重要な兼職の状況】
2009年7月	金融庁 総務企画局審議官 (企画担当)		アフラック生命保険(株) 取締役副会長
2010年7月	金融庁 総務企画局総括審議官		学校法人中部大学 理事
2011年8月	金融庁 検査局長		(株)メディカルー光グループ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

桑原茂裕氏は、大蔵省 (現 財務省) ・金融庁において財政・金融行政に携わった後、民間においては生命保険事業を中核とする企業の経営に長年参画し、経営戦略、リスク管理及びコーポレート・ガバナンスの分野で豊富な経験と知見を有しております。同氏の官民双方における経験と見識をもとに、当社の経営を客観的かつ独立した立場から監督・監視していただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏には、当社の経営を監督・監視していただくとともに、リスクマネジメント及びガバナンス体制の強化に向けた経営への助言をいただくことを期待しております。

なお、当社と同氏の重要な兼職先であるアフラック生命保険(株)、学校法人中部大学及び(株)メディカルー光グループとの間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の管掌につきましては、本招集ご通知36頁から37頁の「4.会社役員に関する事項、(1)取締役及び監査役の状況」をご参照願います。
3. 白井美由里氏、石原真二氏及び桑原茂裕氏は社外取締役候補者であります。
4. 責任限定契約について
白井美由里氏及び石原真二氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
桑原茂裕氏が選任され就任した場合には、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりとなります。
- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額(会社法第425条第1項に定める最低責任限度額)を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に株主その他の第三者から損害賠償請求が行われた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、本議案が原案どおり承認可決された際は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は白井美由里氏及び石原真二氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 桑原茂裕氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
8. 白井美由里氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年でありま
す。石原真二氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年でありま
す。

【ご参考】第1号議案が承認された後の経営体制（予定）

属性	氏名		主な専門的経験分野/特に貢献が期待される分野								
			経全	宮般	技開	術発	ものづくり (生産)	宮調	業達	人事	財務 ファイナンス
取締役	判治 誠吾	男性	○				○	○		○	○
	古川 智充	男性	○	○	○			○			○
	墓越 繁昌	男性	○	○	○			○			○
	吉田 有宏	男性	○	○	○		○				
	伊藤 啓貴	男性	○				○		○	○	○
	正田 健二	男性	○				○		○	○	
	白井美由里	女性 社外 独立	●				●			●	●
	石原 真二	男性 社外 独立	●						●	●	
	桑原 茂裕 (新任)	男性 社外 独立	●						●	●	●
監査役	高木 幸司	男性 常勤					●		●	●	
	松田 和雄	男性 社外	●						●		●
	吉田 悦章	男性 社外 独立							●		●

* 社内取締役は主な専門的経験分野を○で、社外取締役・常勤監査役・社外監査役は、特に貢献が期待される分野を●で表示しております。

* 上記の専門性と経験は各個人の保有する全ての知見を示したものではありません。

スキル保有基準

- ①対象となる要素に関連する企業・部門の役員又は部門長等の経験を有している。
- ②対象となる要素を十分に備えていると客観的に判断できる公的資格及び実務経験等を有している。

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、(株)東京証券取引所の独立役員制度における独立性判断基準を参考に、より厳しい当社独自の独立性判断基準を設けており、原則として、当該基準により独立性が認められる方を独立社外取締役、又は独立社外監査役として届け出をしております。詳細につきましては、下記の【大同メタル工業株式会社 社外役員の独立性判断基準】をご参照願います。

【大同メタル工業株式会社 社外役員の独立性判断基準】

(2015年10月28日制定)

以下の項目のいずれかに該当する場合、独立性が無いと判断する。

- (1) 会社関係者
現在および過去10年以内に大同グループに勤務した者。
- (2) 主要仕入先関係者
現在、および直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な（年間10億円以上の取引がある）仕入先、およびそのグループ会社の役員または使用人であった者。
- (3) 主要取引先関係者
現在、および直近3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な（年間10億円以上の取引がある）取引先の役員または使用人であった者。
- (4) 金融機関関係者
 - ① 現在、当社との間に10億円以上の預金または借入のある金融機関に、直近3事業年度において役員および使用人として在籍していた者。
 - ② 現在、当社の幹事証券会社である会社に直近3事業年度において役員および使用人として在籍していた者。
- (5) 専門的なサービスを提供する関係者
現在、および直近3年以内に、当社の顧問弁護士（弁護士事務所）、担当会計監査法人、その他、税理士、弁理士、司法書士、経営・財務・技術・マーケティングに関するコンサルタントとして、当社から年間2,000万円以上の報酬を受領した者。
- (6) 寄付または助成を行っている関係者
当年度および直近3事業年度において、当社が一定の金額（年間100万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を行っている組織（公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の代表者および業務執行者。
- (7) 近親者
現在および過去5年以内に大同グループに勤務した者の近親者（配偶者、親、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、同居の親族）。または、上記(2)～(5)に該当する者の近親者。
- (8) 重任、再任者
上記(1)～(7)に該当することなく、当社の社外取締役として10年間を超える期間の職務遂行を行った者。監査役は3期12年を超えての再任する者。

以 上

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

すずき 鈴木	たかおみ 隆臣	補欠 社外	独立	生年月日 1973年9月3日生	候補者の有する当社の株式数 0株
-----------	------------	----------	----	--------------------	---------------------

略歴及び重要な兼職の状況

1999年4月 弁護士登録（愛知県） 石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所	2021年6月 愛知県弁護士会 綱紀委員会委員（現任）
2004年4月 愛知県弁護士会 広報委員会委員（現任）	【重要な兼職の状況】
2020年4月 津島簡易裁判所 民事調停委員（現任）	石原総合法律事務所 弁護士

補欠の社外監査役候補者とした理由

鈴木隆臣氏は、企業法務全般、労務管理に関する深い知識をもっており、現在、弁護士として幅広く活躍されております。監査役に就任された場合は、監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力により当社の経営を監査していただけると判断し、補欠監査役候補者といたしました。

なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、当社と同氏の重要な兼職先である石原総合法律事務所との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者鈴木隆臣氏は、社外監査役候補者です。
3. 責任限定契約について
鈴木隆臣氏が監査役に選任され就任した場合には、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりとなります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に株主その他の第三者から損害賠償請求が行われた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。本議案が原案どおり承認可決され、かつ鈴木隆臣氏が当社社外監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は鈴木隆臣氏が当社社外監査役に就任した場合には、同氏を(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役6名（社外取締役3名を除く）に対し、当期の業績等を総合的に勘案し、賞与総額138,600,000円を支給したいと存じます。

なお、当該役員賞与の内容は、本招集ご通知38頁記載の【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】に従い、前連結会計年度の当社の業績等を踏まえたものであることから、相当であると判断しております。

また、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 経済状況

当連結会計年度における世界経済は、全体としては緩やかな回復基調がみられたものの、米国による関税政策が及ぼすマイナス影響や、不安定な中東情勢の地政学的リスクの高まりが懸念される等、先行き不透明な状況が継続いたしました。

わが国経済においては、一部で弱い動きがみられたものの、雇用・所得環境や企業収益の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。設備投資につきましても底堅く推移している一方、中東情勢をはじめとする地政学リスクの動向については引き続き注視が必要な状況となっております。

② グループ業績概況

このような市場環境下、当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、売上高は1,420億9百万円（前年度比4.2%増）となりました。利益面につきましては、労務費の増加や関税影響による減益要因があったものの、採算管理の強化や価格適正化の進展等により、営業利益は83億71百万円（同18.1%増）、経常利益は74億2百万円（同8.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は43億96百万円（同61.6%増）となりました。

③ セグメント別概況

セグメントの業績は次のとおりです。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、セグメントの売上高に含めておりません。

また、当連結会計年度より、事業戦略をより明確にするため、従来の「自動車用エンジン軸受」「非自動車用軸受」「自動車用エンジン以外軸受」「自動車用軸受以外部品」の4つのセグメント名称を、それぞれ「パワートレイン事業」「マリン・エネルギー事業」「ライフ事業」「フロンティア事業」に変更しております。当該変更は報告セグメントの名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

ア. パワートレイン事業（旧 自動車用エンジン軸受）

世界の新车販売台数（2025年暦年）は、主要市場である北米市場ではEV政策の方針転換等によりハイブリッド車の販売が増加し、中国においても様々なインセンティ

ブや車両価格の値下げ等の影響により、前年比3.6%増となりました。国内（2025年度）の新車販売台数は前年度比0.9%減の約453万台、海外（2025年暦年）は米国が前年比2.7%増、欧州は同2.0%増、中国は同9.4%増加したものの、中国国内の日系自動車メーカーにおいては7.9%減少しました。

そのような状況下、当社グループの国内の売上高は、前年度比で微増、海外については米国の堅調な需要や円安影響を受け、前年度比約7%の増加となりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は前年度比4.3%増収の756億75百万円、セグメント利益は同5.6%増益の98億6百万円となりました。

イ. マリン・エネルギー事業（旧 非自動車用軸受）

・大型船舶

新造船市場においては堅調な市場環境が継続しており、2026年3月末の手持ち工事量は2,936万総トンと前年度並みの水準で推移しました。このような需要環境のもと、当社グループでは設備増強を進め、生産能力の拡大を図っております。これらの結果、売上高は前年度比で大幅に増加しました。

・中小型船舶/産業用発電機/建設機械他

新造船需要の拡大に伴う船舶用補機市場の伸長に加え、データセンター向け非常用電源需要の増加やグリッド制約（電力供給の制約）を背景としたオンサイト発電（敷地内発電）需要の高まりにより、中高速エンジン用軸受の受注は堅調に増加し、売上高は前年度比で増加となりました。

・電力エネルギー/産業用コンプレッサー他

再生可能エネルギー関連需要の一巡を背景に、水力発電機用軸受の受注は減少いたしました。産業用プラント向けコンプレッサー用軸受の受注拡大によりこれを補完し、売上高は前年度比で増加となりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は前年度比10.6%増収の198億25百万円、セグメント利益は同10.1%増益の40億88百万円となりました。

ウ. ライフ事業（旧 自動車用エンジン以外軸受）

タイにおける金融機関の慎重な融資姿勢の継続や景気減速、欧州ではEV化に伴う内燃機関搭載用部品の需要減による影響を受けたものの、米国の自動車関連部品の底堅い需要の継続や中国の電動自動車向けの開拓等に伴う受注増の影響があり、当セグメントの売上高は前年度比9.4%増収の232億57百万円、セグメント利益は同30.3%増益の40億64百万円となりました。

エ. フロンティア事業 (旧 自動車用軸受以外部品)

・アルミダイカスト製品

米国における半導体不足に伴う自動車の需要減少及びタイヤにおける景気減速等がみられたことに伴い、アルミダイカスト製品の需要が減少した結果、売上高は前年度比で減少しました。一方、品質改善等の効果により、輸送費（航空便）削減によるコスト低減が進展したことで、営業利益は改善しました。

・精密金属加工部品（曲げパイプ、ノックピン、NC切削品等の部品）

中国における日系自動車メーカーの需要減少が影響し、売上高は前年度比で減少しました。納期改善による輸送費（航空便）削減や工程改善による製造原価低減等は進展したものの、上記の売上減少が大きく影響し、収益は減少しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は前年度比2.6%減収の230億71百万円、セグメント損失は7億55百万円（前年度はセグメント損失13億62百万円）となりました。

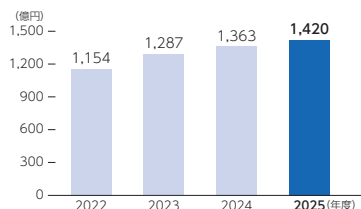
オ. その他

ポンプ関連製品においては新規開拓案件の獲得、設備用潤滑装置における受注の増加があったものの、金属系無潤滑軸受では前年の大型スポット案件の反動減の影響により、金属系無潤滑軸受事業、ポンプ関連製品事業及び電気二重層キャパシタ用電極シート等の当セグメントの売上高は前年度比7.4%減収の22億24百万円となりましたが、セグメント利益は価格適正化の進展により同12.1%増益の4億67百万円となりました。

財務ハイライト

売上高

1,420 億円

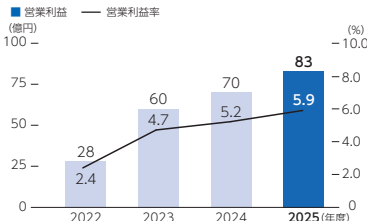


営業利益

83 億円

営業利益率

5.9%

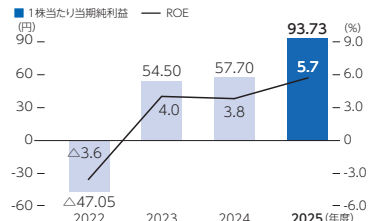


1株当たり当期純利益

93.73 円

ROE

5.7%



(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関からの借入による資金調達や株式又は社債の発行による資金調達で重要なものではありません。

② 設備投資の状況

当社グループは、2025年度から2030年度までの6年間の中期経営計画「Bridge to Daido 2030」におきまして、今後、事業環境の目まぐるしい変化が従来以上に予想される中、資本コストを上回る持続的成長が展望・創出できる企業を目指し、次の投資計画を掲げております。

- ・船舶向け及びデータセンター向けなどの需要が拡大するアプリケーションに対し確実に追従する
- ・カーボンニュートラルへの対応
- ・IT戦略投資

このような投資計画のもと実施した主な設備投資の内容は以下のとおりですが、2025年度における年間の設備投資総額は、109億63百万円となり、前年度比6億31百万円の減少となりました。

(当連結会計年度における主な設備投資の内容)

- ・低速エンジン用軸受の生産能力増強投資
- ・中高速エンジン用軸受の生産能力増強投資
- ・国内及び海外生産拠点での自動車用エンジン軸受の生産性改善投資
- ・風車用軸受の試験・生産設備投資
- ・情報システム、送電・通信にかかる関連投資 など

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	年 度	2022年度 第115期	2023年度 第116期	2024年度 第117期	2025年度 第118期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)		115,480	128,738	136,303	142,009
営 業 利 益 (百万円)		2,824	6,084	7,091	8,371
経 常 利 益 (百万円)		2,909	5,825	6,820	7,402
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)		△2,208	2,569	2,720	4,396
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)		△47.05	54.50	57.70	93.73
純 資 産 (百万円)		70,454	78,721	82,095	91,425
総 資 産 (百万円)		173,317	188,369	196,656	209,434

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	年 度	2022年度 第115期	2023年度 第116期	2024年度 第117期	2025年度 第118期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)		68,087	71,635	73,553	78,514
営 業 利 益 (百万円)		712	2,631	3,051	4,365
経 常 利 益 (百万円)		1,944	3,740	6,089	4,528
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)		△2,271	1,343	3,653	4,012
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)		△48.40	28.50	77.50	85.54
純 資 産 (百万円)		48,239	49,969	52,888	55,854
総 資 産 (百万円)		111,102	118,701	126,023	136,394

- (注) 1. 第116期以降の1株当たり当期純利益又は当期純損失については、当期純利益又は当期純損失を期中平均株式数（自己株式のほか、役員及び執行役員向け株式交付信託に関する各当社株式を除いています）で除して算出しております。
2. 第115期の1株当たり当期純利益又は当期純損失については、当期純利益又は当期純損失を期中平均株式数（自己株式のほか、役員及び執行役員向け株式交付信託並びに大同メタル従業員持株会専用信託に関する各当社株式を除いています）で除して算出しております。

【ご参考】 2025年度事業セグメント別の概況(セグメント間取引含む)

パワートレイン事業

自動車エンジン用軸受、二輪エンジン用軸受等

セグメント売上高

75,675百万円 (72,589百万円)

セグメント利益

9,806百万円 (9,285百万円)



半割軸受

スラスト
ワッシャー

ターボチャージャー
用軸受

マリン・エネルギー事業

船用低速エンジン用軸受、発電機用軸受、産業用軸受等

セグメント売上高

19,825百万円 (17,923百万円)

セグメント利益

4,088百万円 (3,712百万円)



低速エンジン
用軸受

中高速エンジン
用軸受

回転機械用軸受

ライフ事業

空調コンプレッサー用軸受、自動車部品用軸受等

セグメント売上高

23,257百万円 (21,266百万円)

セグメント利益

4,064百万円 (3,119百万円)



ショックアブ
ソーバー用軸受

空調コンプレッサー用
軸受、自動車部品用軸受

潤滑メタル

フロンティア事業

自動車用アルミダイカスト製品、精密金属加工部品等

セグメント売上高

23,071百万円 (23,680百万円)

セグメント利益

△755百万円 (△1,362百万円)



電動車用PCUケース



自動車用精密金属加工部品

その他

金属系無潤滑軸受、ポンプ関連製品事業等

セグメント売上高

2,224百万円 (2,403百万円)

セグメント利益

467百万円 (416百万円)

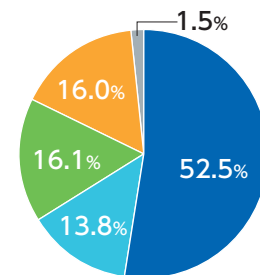


金属系無潤滑軸受



集中潤滑装置

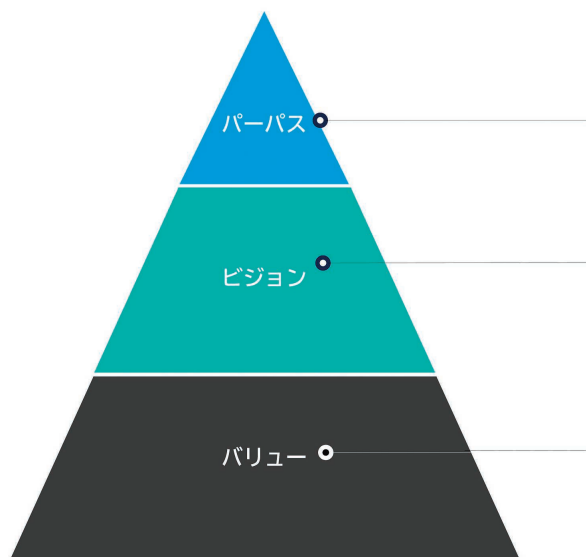
売上高構成比



- パワートレイン事業
- マリン・エネルギー事業
- ライフ事業
- フロンティア事業
- その他

(注) セグメントごとの売上高については、外部顧客への売上高に加えて、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めたものを記載しております。

(4) 会社の経営の基本方針



あらゆる動きを支えて
豊かな暮らしに貢献する

Corporate Statement

Supporting Your Movement.

世界唯一の
総合すべり軸受メーカーとして
世界No. 1の企業であり続ける

企業倫理の重視

企業倫理を重んじ、オープンな企業風土をつくります

品質は生命

不断の品質向上に努力を惜しまず、
製品の品質を追求します

Ambitious Innovative Challenging

失敗を恐れず情熱をもって挑戦し続けます

当社グループは1939年の創業以来、創業者の「品質は生命」という理念を原点とし、製品のみならず企業活動全体において品質を追求してまいりました。従業員の幸せや社会への貢献を掲げた企業理念を礎に、2025年度には「パーパス」「ビジョン」「バリュー」を新たに策定しました。「パーパス」は当社グループが提供してきた製品の社会的価値や大切にしてきた価値観、「ビジョン」は当社グループが目指す未来、「バリュー」は当社グループが大切にしている価値観を表しています。

当社グループは、創業者の思いを伝える「大同メタルのPhilosophy」から始まり、現在の当社グループの道しるべである「パーパス」「ビジョン」「バリュー」を経営理念として掲げております。これらの経営理念を具現化しつつ、中期経営計画の達成はもちろん、創業者の志を受け継ぐ持続可能な社会の実現に向け、事業活動を続けてまいります。

(5) 対処すべき課題

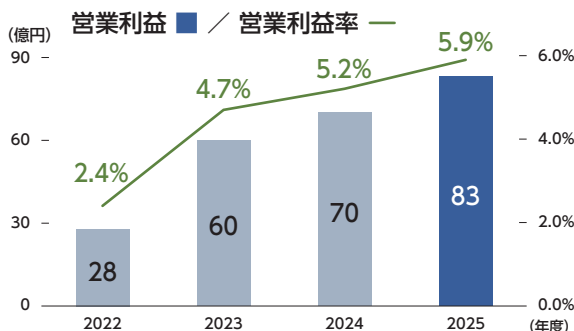
当社グループは、資本コストを上回る持続的成長が展望・創出できる企業を目指し、2025年度を開始年度とした2030年度までの6年間の中期経営計画を推進しています。中期経営計画では事業環境の変化を踏まえた当社グループが直面する課題を織り込み、財務資本戦略・事業戦略・非財務資本戦略を明確化しました。中期経営計画初年度である2025年度は、コア事業であるパワートレイン事業が計画どおり進捗しました。マリン・エネルギー事業では高まる海運需要を背景に船用低速エンジン用軸受が堅調に推移し、データセンター向け発電機用エンジン軸受や一般産業向け軸受など、次世代成長領域として注力すべき分野における需要創出を図ることができた1年となりました。また、労務費や材料費などの上昇の影響を各種施策により抑え、中期経営計画初年度の定量目標を概ね達成することができました。

加えて、2026年3月には、企業価値の向上を図る施策として、株主構成の再構築及び当社株式の流動性の向上を図るため、株式の売出しを実施しました。また、株式需給への影響を緩和する観点から、株主還元策の一環として自己株式の取得も発表し、同年4月以降これを実施しております。併せて、当社グループの経営において、従業員の一体感の醸成と、従業員とともに企業価値向上を図る観点から、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度を導入することとしました。

引き続き、当社グループを取り巻く環境の目まぐるしい変化や将来予測の見通しが難しい状況は変わりませんが、この難局に的確に対処すべく、直面する課題に対し、中期経営計画を推進する4つの柱を計画的に進捗させてまいります。4つの柱は、第1の柱：利益体質強化のための構造改革、第2の柱：コア事業の磨き上げ、第3の柱：ネクストコア事業・セミコア事業の強化、第4の柱：非財務資本重視の経営の推進であり、この4つの柱を軸に、ネクストコア事業・セミコア事業の基盤形成を図り、また構造改革の推進によるコア事業の利益体質改善を進捗させることで、企業価値の向上を図ってまいります。中期経営計画2年目を迎え、経営と従業員が一体となって、新たな時代に臨んでまいります。

2025年度の主な取組みは以下のとおりです。

① 利益体質強化への取組み

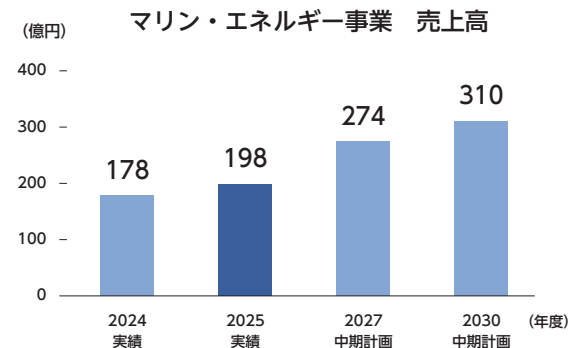
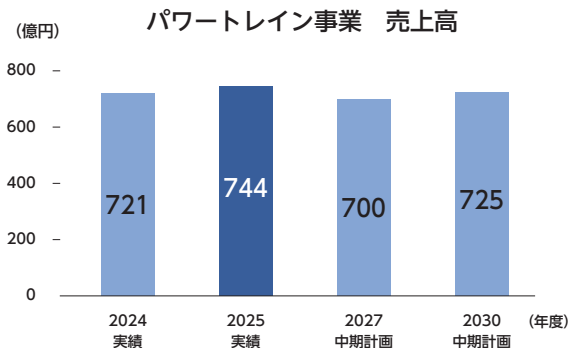


利益水準の向上

営業利益について、3期前(2022年度)と比較して、その3倍の水準にまで回復しました。また、直近2年で每期約10億円の改善を達成しております。

コア事業の強化

自動車エンジン用軸受を担うパワートレイン事業は、EV化の進展がみられる中においても、売上高・営業利益ともに計画どおり推移しました。マリン・エネルギー事業は、船舶向けなどの旺盛な需要を背景に売上高が伸長し、利益拡大に寄与しました。引き続き、採算管理の徹底などに努め、利益体質の強化を図ってまいります。

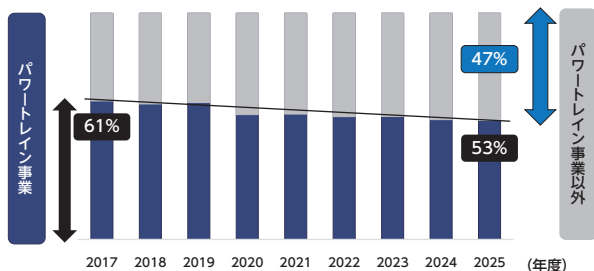


(注) ①利益体質強化への取組み及び②目指すべき事業ポートフォリオに記載したセグメントごとの売上高については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めておりません。

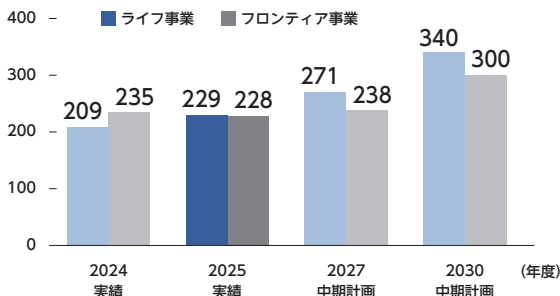
② 目指すべき事業ポートフォリオに向けて

エンジン（パワートレイン事業、マリン・エネルギー事業）で使用されるすべり軸受は当社グループを支えてきたコア事業であり、エンジン用軸受の品揃え・環境負荷対応力など、お客様のニーズに応え続けるための全方位戦略（マルチパスウェイ戦略）を軸として取り組んでまいります。その上で、将来的にエンジン以外の領域で使用される製品販売の拡充を目指す領域をネクストコア事業・セミコア事業として位置付け、具体的戦略を段階的に実行に移してまいります。中長期的には「ライフ事業」及び「フロンティア事業」のウェイトを引き上げ、すべり軸受の価値を自動車や船舶だけでなく、一般産業向けにも幅広く提供することで事業基盤を強化してまいります。また、すべり軸受以外の領域におけるフロンティア事業の事業領域の拡充も図ってまいります。

事業セグメント別売上高構成比推移



ライフ事業・フロンティア事業 売上高 (億円)

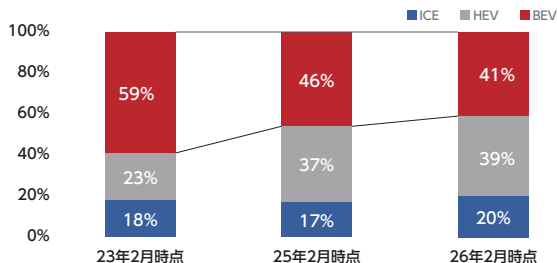


③ 事業環境の変化

将来的なBEV（電気自動車）への移行ペースに関しては、2035年における生産台数の予測値が調査・発表される都度、鈍化している傾向がみられます。

現に近時の世界全エリアにおけるBEVへの移行ペースは鈍化している状況にあり、欧州・北米ではその傾向が顕著にみられます。当社グループのビジネス減退の影響リスクは縮小化しています。

BEV進行加速度的の変化 (2035年生産台数予測)



- (注) 1. S&P Globalに基づき、当社が作成。
2. ICEは内燃機関車、HEVはハイブリッド車、BEVは電気自動車を指します。

④ 非財務資本強化への取組み

施策

人的資本経営の推進

- ・社員の主体性や挑戦を育む風土、変化に強い組織を支える人事体制を整備するとともに、働き方改革・人材確保のための制度を強化してまいります

浸透

パーパスを起点にしたサステナビリティ施策の推進

- ・不確実な経済情勢の中、当社グループの指針を明らかにするため、パーパスを起点にビジョン・バリューを明確化。未来への約束とともに、製造業としてQCLDMM（クオリティ・コスト・リードタイム・デリバリー・マネジメント・マインド）を追求してゆきます

開示

統合報告書刷新によるステークホルダーとの対話強化

- ・中期経営計画にて未来の姿を明らかにするとともに、統合報告書の大幅刷新、投資家説明会の充実など、ステークホルダーの皆様との対話を増やす機会を作ってまいります

⑤ 中期経営計画の2025年度実績（目標対比）

ア. 主要KPIの2025年度実績（億円） イ. 事業セグメント別の2025年度売上高（億円）

	2025年度 目標	2025年度 実績	評価	事業名	2025年度 目標	2025年度 実績	評価
売上高	1,340	1,420	○	パワートレイン	683	744	○
営業利益	80	83	○	マリン・エネルギー	185	198	○
当期純利益	35	43	○	ライフ	228	229	○
営業利益率	6.0%	5.9%	△	フロンティア	225	228	○
ROE	5.0%	5.7%	○	その他	15	19	○

（注）セグメントごとの売上高については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めておりません。

(6) 主要な事業内容

主要な事業部門	事業内容
パワートレイン事業	自動車（乗用車・トラック・レーシングカー）エンジン用軸受、二輪エンジン用軸受、エンジン補機（ターボチャージャー・バルンサー機構）用軸受など
マリン・エネルギー事業	船用低速エンジン用軸受、船用・産業用中高速度エンジン用軸受、発電（水力・火力・風力）用軸受、産業用（コンプレッサー・増減速機等）軸受など
ライフ事業	自動車部品（ショックアブソーバー、空調コンプレッサー、ステアリング、トランスミッション）用軸受など
フロンティア事業	自動車用（電動化自動車含む）アルミダイカスト製品、自動車及び二輪向け精密金属加工部品（曲げパイプ製品、切削加工製品、ノックピン）など
その他の	金属系無潤滑軸受事業、ポンプ関連製品事業、集中潤滑装置、電気二重層キャパシタ用電極シート事業など

(7) 企業集団の主要拠点及び従業員の状況

① 企業集団の主要拠点

ア. 当社

本社	本店（名古屋市中区）、東京本社（東京都品川区）
国内販売拠点	東京支店（東京都品川区）、名古屋支店（愛知県犬山市）、大阪支店（大阪市淀川区）、浜松営業所（浜松市中央区）、広島営業所（広島市南区）、九州営業所（長崎県長崎市）、北関東営業所（埼玉県熊谷市）
国内生産拠点	犬山事業所（バイメタル製造所、犬山工場、前原工場）、TMBS（ターボマシナリーベアリングシステム）工場、その他（愛知県犬山市）、岐阜工場（岐阜県郡上市）

イ. 子会社

国内販売拠点	大同メタル販売(株) (愛知県犬山市)、エヌデーシー販売(株) (千葉県習志野市)
海外販売拠点	DMSコリアCO., LTD. (韓国)、広州原同貿易有限公司 (中国)、大同メタルU.S.A.INC. (米国)、大同メタルメキシコ販売 S.A. DE C.V. (メキシコ)、中原大同股份有限公司 (台湾)、PT. 飯野インドネシア (インドネシア)、ISSアメリカINC. (米国)、大同メタルヨーロッパ GmbH (ドイツ)、大同メタルヨーロッパ LTD. (イギリス)
国内生産拠点	エヌデーシー(株)習志野工場 (千葉県習志野市)、エヌデーシー(株)神崎工場 (千葉県香取郡)、大同プレーンベアリング(株) (岐阜県関市)、大同インダストリアルベアリングジャパン(株) (愛知県犬山市)、大同メタル佐賀(株) (佐賀県武雄市)、(株)飯野製作所矢板工場 (栃木県矢板市)、(株)飯野製作所田島工場 (福島県南会津郡)
海外生産拠点	ダイナメタルCO., LTD. (タイ)、同晟金属(株) (韓国)、PT.大同メタルインドネシア (インドネシア)、大同精密金属 (蘇州) 有限公司 (中国)、大同メタルメキシコ S.A. DE C.V. (メキシコ)、大同インダストリアルベアリングヨーロッパ LTD. (イギリス)、大同メタルコトールAD (モンテネグロ)、大同メタルチェコス.r.o. (チェコ)、大同メタルロシアLLC (ロシア)、韓国ドライベアリング(株) (韓国)、飯野 (佛山) 科技有限公司 (中国)、フィリピン飯野CORPORATION (フィリピン)、ISSメキシコマニファクチュアリング S.A. DE C.V. (メキシコ)、ATAキャスティングテクノロジーCO., LTD. (タイ)、DMキャスティングテクノロジー (タイ) Co., Ltd. (タイ)
国内のその他拠点	大同ロジテック(株) (愛知県犬山市)、(株)飯野ホールディング (東京都品川区)、ATAキャスティングテクノロジージャパン(株) (東京都品川区)
海外のその他拠点	スーパーカブファイナンシャルCORPORATION (フィリピン)

② 従業員の状況

ア. 連結会社の従業員 (2026年3月31日現在)

従業員数(名)		前期末比増減(名)	
国内	2,545	増	6
海外	4,722	減	62
合計	7,267	減	56

(注) 1. 上記のほか、臨時従業員 (計504名) を雇用しております。なお、臨時従業員は年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

イ. 当社の従業員 (2026年3月31日現在)

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,374	減 20	41.4	16.9

(注) 1. 上記のほか、臨時従業員 (計159名) を雇用しております。なお、臨時従業員は年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。

2. 臨時従業員には、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

【ご参考】グローバル体制

世界販売拠点 15 カ国 46 拠点

日本16拠点

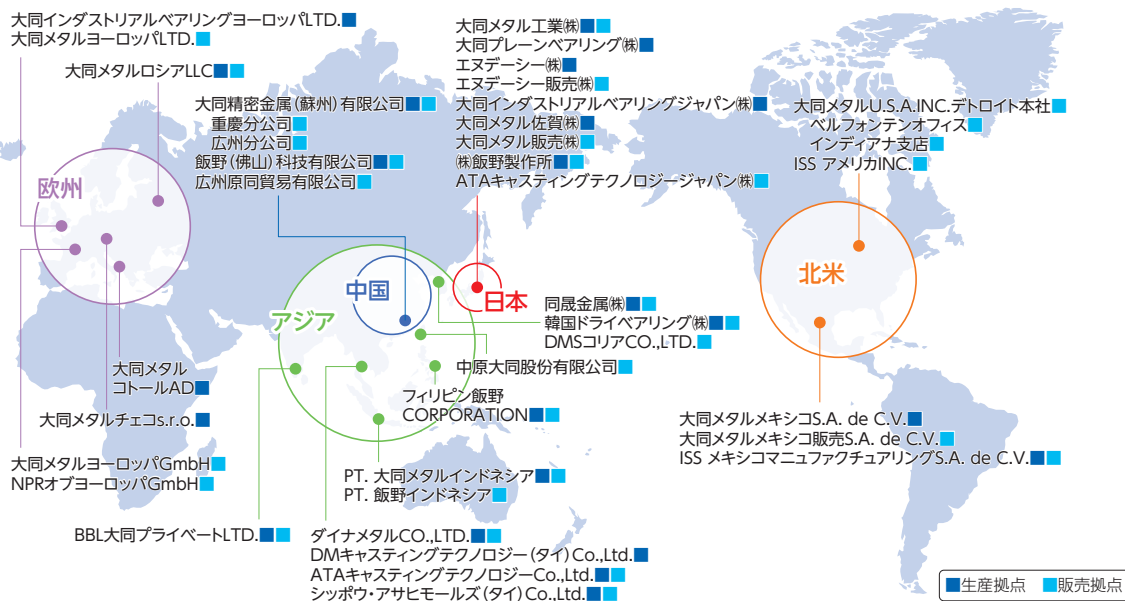
中国5拠点

アジア13拠点

欧州6拠点

北米6拠点

全世界に広がる販売・生産体制



- (注) 1. 拠点数は同一住所を合算し算出しております。
 2. 生産拠点、販売拠点のみを記載しております。また、国内拠点については、一部その記載を省略しております。
 3. 上記のほかに、研究開発拠点として8拠点（研究開発センター、株式会社飯野製作所、ATAキャスティングテクノロジージャパン株式会社（日本）、欧州テクニカルセンター（ドイツ・チェコ）、欧州イノベーション研究センター（ドイツ）、中国テクニカルセンター（中国）、北米テクニカルセンター（米国））がございます。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

(2026年3月31日現在)

名 称	資 本 金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	摘要
(連 結 子 会 社)				
大同ロジック(株)	45百万円	100.0%	物流業、保険代理店業	
大同メタル販売(株)	100百万円	100.0%	軸受等の販売	
大同プレーンベアリング(株)	300百万円	100.0%	軸受・治具等の製造	
エヌデーシー(株)	1,575百万円	58.8%	軸受・バイメタル(軸受材料)の製造	
エヌデーシー販売(株)	90百万円	100.0% (100.0%)	軸受の販売・保険代理店業	注2
大同インダストリアルベアリングジャパン(株)	80百万円	100.0%	軸受の製造	
大同メタル佐賀(株)	100百万円	100.0%	バイメタル(軸受材料)の製造	
(株)飯野ホールディング	96百万円	100.0%	持株会社	
(株)飯野製作所	96百万円	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用各種部品の製造・開発・販売	注2
ATAキャスティングテクノロジージャパン(株)	310百万円	100.0%	自動車用アルミダイカスト製品の設計・開発・販売	
大同精密金属(蘇州)有限公司	115,714千人民元	90.2% (16.2%)	軸受の製造・販売	注2
飯野(佛山)科技有限公司	7,796千人民元	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用各種部品の製造・販売	注2
中原大同股份有限公司	120百万新台幣元	50.0%	軸受の販売	注1
同晟金属(株)	6,120百万 韓国ウォン	50.0%	軸受の製造・販売	注1
ダイナメタルCO.,LTD.	200百万 タイバーツ	50.0%	軸受の製造・販売	注1
ATAキャスティングテクノロジーCO.,LTD.	355百万 タイバーツ	100.0% (99.9%)	自動車用アルミダイカスト製品の製造・販売	注2
DMキャスティングテクノロジー(タイ)Co.,Ltd.	1,650百万 タイバーツ	99.9%	自動車用アルミダイカスト製品の製造	
PT.大同メタルインドネシア	13,748百万 インドネシアルピア	50.0%	軸受の製造・販売	注1
PT.飯野インドネシア	2,845百万 インドネシアルピア	99.0% (99.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用各種部品の販売	注2

名 称	資本金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容	摘要
フィリピン飯野 CORPORATION	1,393百万円	99.9% (99.9%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の製造・販売	注2
スーパーカブファイナンス CORPORATION	100百万 フィリピンペソ	59.9% (59.9%)	販売金融	注2
大同メタル U.S.A.INC.	40,900千米ドル	100.0%	軸受の販売	
ISS アメリカ INC.	650千米ドル	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の販売	注2
大同メタルメキシコ S.A.DE C.V.	283,328千 メキシコペソ	100.0% (0.0%)	軸受の製造	注2
大同メタルメキシコ販売S.A.DE C.V.	2,644千 メキシコペソ	100.0% (0.0%)	軸受の販売	注2
ISS メキシコマニファクチャリングS.A.DE C.V.	22,400千 メキシコペソ	100.0% (100.0%)	自動車・オートバイ、汎用機用 各種部品の製造・販売	注2
大同インダストリアルベアリングヨーロッパLTD.	13,500千英ポンド	100.0%	軸受の製造	
大同メタルヨーロッパLTD.	3,613千英ポンド	100.0%	軸受の販売	
大同メタルコトールAD	29,457千ユーロ	99.6%	軸受の製造	
大同メタルヨーロッパGmbH	500千ユーロ	100.0%	軸受の販売	
大同メタルチェコ s.r.o.	50百万 チェココルナ	100.0%	軸受の製造	
大同メタルロシア LLC	1,200百万 ロシアルーブル	99.9%	軸受の製造・販売	
(持分法適用非連結子会社)				
韓国ドライバアリング(株)	3,100百万 韓国ウォン	50.0% (50.0%)	軸受の製造・販売	注1,2
(持分法適用関連会社)				
BBL大同プライベートLTD.	160百万 インドルピー	50.0%	軸受の製造・販売	
シポウ・アサヒモルズ(タイ) CO.,LTD.	205百万 タイバーツ	40.6% (40.6%)	ダイカスト用金型の設計・製 造・修理・販売	注2
NPRオプヨーロッパGmbH	2,500千ユーロ	30.0%	自動車関連製品の販売等	

(注) 1. 議決権の所有割合は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額

(2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	25,414
株式会社三菱UFJ銀行	11,137
株式会社三井住友銀行	6,381
三井住友信託銀行株式会社	4,241
農林中央金庫	2,425

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 47,520,253株

(自己株式数2,473株を含む)

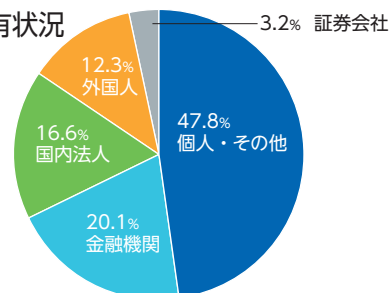
(3) 当事業年度末の株主数 20,642名

(前事業年度比5,899名増)

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,516	7.40
大同メタル従業員持株会	2,062	4.34
大同メタル友栄会持株会	1,979	4.16
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,861	3.91
ザセリワタナインダストリーカンパニーリミテッド703000	1,000	2.10
エンパイヤ自動車株式会社	912	1.91
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	886	1.86
大同メタル協力会持株会	830	1.74
野村信託銀行株式会社(投信口)	823	1.73
カヤバ株式会社	800	1.68

所有者別株式保有状況



(注) 持株比率は自己株式(2,473株)を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式652千株(役員及び執行役員向け株式交付信託に関するもの)は含めておりません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名				担当・管掌及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 C E O	判 治 誠吾				一般社団法人日本自動車部品工業会 本部理事
代表取締役社長 兼 C O O	古 川 智充				管掌：秘書室、監査センター
取 締 役 兼常務執行役員	墓 越 繁昌				人事企画ユニット長 兼 犬山事業所長 管掌：バイメタル製造所、購買センター、 環境安全・カーボンニュートラル推進センター
取 締 役 兼常務執行役員	吉 田 有宏				新製品開発ユニット長 管掌：第2カンパニー
取 締 役 兼常務執行役員	伊 藤 啓貴				財務企画ユニット長 管掌：ICTユニット、法務・コンプライアンスセンター
取 締 役 兼常務執行役員	正 田 健二				第1カンパニープレジデント
取 締 役	星 長 清隆	社外	独立		学校法人藤田学園 理事長
取 締 役	白 井 美由里	社外	独立	女性	慶應義塾大学商学部 教授
取 締 役	石 原 真二	社外	独立		石原総合法律事務所 所長、(株)十六フィナンシャル グループ 社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	高 木 幸司				—
監 査 役	松 田 和雄	社外			住友ベークライト(株) 社外取締役
監 査 役	吉 田 悦章	社外	独立		同志社大学大学院ビジネス研究科 教授

- (注) 1. 取締役 星長清隆氏、白井美由里氏及び石原真二氏は、社外取締役であります。また、当社は各氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に届け出ております。
2. 監査役 松田和雄氏及び吉田悦章氏は、社外監査役であります。また、当社は吉田悦章氏を、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所がそれぞれ定める独立役員として、同各取引所に届け出ております。
3. 取締役 星長清隆氏は、大学教授を務められた後、病院院長及び大学学長を歴任されるなど、組織運営に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 取締役 白井美由里氏は、大学教授、研究員等を歴任され、現在は大学教授の職にあり、長年、消費者行動、マーケティングについての研究を重ねられるなど、マーケティングを含む営業分野に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 石原真二氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 松田和雄氏は、長年に亘り金融機関、事業会社の取締役及び監査役を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 吉田悦章氏は、公的金融機関勤務後、現在は大学院教授の職にあり、国際金融や経済、グローバル経営について研究をされるなど、国際業務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役 武井敏一氏は、2025年6月27日開催の第117回定時株主総会の終結の時をもって退任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社が社外取締役星長清隆、社外取締役白井美由里、社外取締役石原真二、監査役高木幸司、社外監査役松田和雄、社外監査役吉田悦章の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・ 各氏が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、各氏はそれぞれ法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、各氏に会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役として有用な人材の招聘を行うことができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社及び子会社が保険料の全額を負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、保険期間中に株主その他の第三者から損害賠償請求が行われた場合に、被保険者（当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人）が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補するものとなります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます）を定めており、その決定方法及び概要は次のとおりです。

(a) 決定方針の決定方法

当社は、取締役報酬規程において、取締役の報酬及びその水準が取締役に相応しい人材の確保・維持、及び業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能することを基本方針としております。当社は、当社の経営の透明性の確保に資することを目的に、取締役会の決議によって選定された取締役3名以上（その過半数を社外取締役とする）で構成する報酬委員会を設置した上で、当該報酬委員会からの答申内容を踏まえつつ、取締役会において決定方針の内容を審議・決定しております。

(b) 決定方針の内容の概要

取締役の報酬体系を「月額報酬」と「賞与」、「株式報酬」により構成します。ただし、社外取締役の報酬については、独立性及び中立性を担保するため、「月額報酬」のうち「固定報酬」のみとします。なお、『株式報酬』は、2019年度（第112期）から2027年度（第120期）までの9事業年度の間に在任した取締役（社外取締役を除く）に対するものとして導入しております。

(i) 「月額報酬」

月額報酬は、代表取締役の役位、あるいは取締役で執行役員を兼務する場合の役位に応じた業務執行の役割・責任等に対する「固定報酬」と、以下詳述するとおり前連結会計年度のグループの連結業績指標に連動し個人別の会社への貢献度も加味し、「固定報酬」に加算されて毎月支給される「連結業績連動報酬」から構成されます。

このうちの「固定報酬」の個別の支給額は、予め定めてある役位に応じた支給基準額（固定額）に基づき、報酬委員会の諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

また、「連結業績連動報酬」の個別の支給額は、予め定めてある役位、前連結会計年度の連結売上高及び売上高当期純利益率に連動して比例的に増減することとなる支給基準額、並びに個人別の会社への貢献度（経営感覚、指導力、統率力の有無など）に基づき、報酬委員会の諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

(ii) 「賞与」

株主総会に付議する支給総額は、株主に対する配当の額に応じて一定の上限を設けるとともに、報酬委員会の諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

また、その個別の支給額は、予め定めてある役位、前連結会計年度の連結売上高及び売上高当期純利益率に連動して比例的に増減することとなる支給基準額表に基づき、報酬委員会の諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

(iii) 「株式報酬」

当社は、予め取締役会において定めた株式交付規程に基づき、各取締役（社外取締役を除きます）に対してポイント（1ポイントが当社株式1株に相当します）を付与しますが、各取締役に付与されるポイントについては、役位及び経営計画における業績目標の達成度等に応じて連動する「業績連動部分」と、経営計画における業績目標の達成度等とは連動せずに役位に応じて定まる「固定部分」から構成されております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(a) 2006年6月29日開催の第98回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額（役員賞与及び使用人兼務取締役の使用人分給与、業績連動型株式報酬を除く）は、年額400百万円以内であり、当該決議に係る取締役の員数は7名であります。

また、2019年6月27日開催の第111回定時株主総会において、2019年度（第112期）から2023年度（第116期）までの5事業年度を対象期間とし、その間に在任する取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度の導入を決議しており、当社が拠出する金銭の上限は合計400百万円、各取締役に付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり70,000ポイント（1ポイントが当社株式1株に相当します）であり、当該決議に係る取締役の員数は6名であります（なお、その後対象期間を2027年度まで延長しております）。

(b) 2006年6月29日開催の第98回定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額45百万円以内であり、当該決議に係る監査役の員数は4名（うち社外監査役が3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬額については、取締役会からの再一任により、代表取締役会長兼CEOである判治誠吾が当社株主総会による役員報酬に関する決議内容の範囲内において、予め定めてある上記支給基準額表等に基づき、報酬委員会の諮問に対する答申を尊重しながら、個別の支給額を決定しております。これらの権限を代表取締役会長兼CEOに委任した理由は、代表取締役会長兼CEOが取締役個人別の会社への貢献度（経営感覚、指導力、統率力の有無など）を評価するに当たり最も適していると判断したためです。

また、取締役会は、取締役の個別の支給額が決定方針に則して適切に決定されているかを監督するため、代表取締役会長兼CEOから取締役の個人別の支給額及びその決定理由の概要の報告を受けた上で、その相当性について審議しております。そして、取締役会としては、このような監督手続を経ていることから、取締役の個別の支給額が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (社外取締役)	414百万円 (36百万円)	193百万円 (36百万円)	192百万円 (一百万円)	28百万円 (一百万円)	10名 (4名)
監 査 役 (社外監査役)	41百万円 (26百万円)	41百万円 (26百万円)	一百万円 (一百万円)	一百万円 (一百万円)	3名 (2名)

(注) 1. 上記には、2025年6月27日開催の第117回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役（4名）に対する使用人分給与は63百万円であります。

3. 「株式報酬」は、非金銭報酬等を含めています。

4. 業績連動報酬等（「連結業績連動報酬」及び「賞与」）の個別の支給額の算定の基礎として選定している業績指標の内容及びその算定方法は、上記①のとおりです。当社は、「連結業績連動報酬」及び「賞与」に係る指標として連結売上高及び売上高当期純利益率を選定しておりますが、これらの指標が経営計画の達成と密接に関連し、有用であると考えております。当連結会計年度における当該指標の実績は、連結売上高が142,009百万円、売上高当期純利益率が3.1%であります。当社は、2026年6月26日開催の第118回定時株主総会に上程させていただく第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、「賞与」として138百万円を支払う予定であり、当該「賞与」を含む業績連動報酬等の総額は上記のとおり192百万円となる見込みです。
5. 非金銭報酬等として、取締役（社外取締役を除きます）に対して「株式報酬」を交付しており、その内容は上記①のとおりです。当社は、「株式報酬」の「業績連動部分」に係る指標として連結売上高、売上高営業利益率及びROE（自己資本当期純利益率）を選定しておりますが、これらの指標を用いることによって取締役の報酬が当社の業績及び株式価値に連動することになるため、取締役に対する中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブの付与に資すると考えております。当連結会計年度における当該指標の実績は、連結売上高が142,009百万円、売上高営業利益率が5.9%、ROEが5.7%でした。
6. 監査役の報酬については、監査役としての独立性及び中立性を担保するために「固定報酬」のみとし、個人別の報酬額は、監査役の協議により決定されます。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人の業務執行者及び社外役員等としての重要な兼職の状況

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
星長 清隆 (社外取締役)	学校法人藤田学園 理事長	当社と学校法人藤田学園との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
白井 美由里 (社外取締役)	慶應義塾大学商学部 教授	当社と慶應義塾大学との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
石原 真二 (社外取締役)	石原総合法律事務所 所長 (株)十六フィナンシャルグループ 社外取締役 (監査等委員)	当社と石原総合法律事務所及び(株)十六フィナンシャルグループとの間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
松田 和雄 (社外監査役)	住友ベークライト(株) 社外取締役	当社と住友ベークライト(株)との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。
吉田 悦章 (社外監査役)	同志社大学大学院ビジ ネス研究科 教授	当社と同志社大学との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。

(注) 松田和雄氏は、当社の取引先かつ大株主である(株)みずほ銀行に在籍しておりましたが、2003年5月に同氏が同行を退任してから既に10年超が経過いたしております。当社は(株)みずほ銀行との間で借入、預金等の取引があります。

② 各社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	各社外役員が行った職務の概要
取締役	星長 清隆	取締役会15回のうち15回に出席したほか（出席率100%）、指名委員会・報酬委員会にも出席しました。取締役会では、必要に応じて病院及び大学の組織運営者としての豊富な知識と経験に基づく発言を行ったことに加えて、医師として健康経営の観点から業務の展開・運営に関する発言を行う等、中長期的な企業価値の向上に資する役割を担うとともに、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。
取締役	白井 美由里	取締役会15回のうち15回に出席したほか（出席率100%）、指名委員会・報酬委員会にも出席しました。取締役会では、必要に応じて主にマーケティングを含む営業分野に係る豊富な知識と経験に基づく発言を行ったことに加えて、グローバルなグループ経営や事業活動に関する発言を行う等、中長期的な企業価値の向上に資する役割を担うとともに、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。
取締役	石原 真二	就任後に開催された取締役会12回のうち12回に出席し（出席率100%）、弁護士として培った企業法務、コーポレートガバナンス及びリスク管理に関する高度な専門的知見に基づく発言を行ったことに加えて、他の上場企業において社外取締役を務めた経験を通じ、業種・規模の異なる企業経営に関する知見を活かして、中長期的な企業価値の向上に資する役割を担うとともに、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。
監査役	松田 和雄	取締役会15回のうち15回（出席率100%）、及び監査役会15回のうち15回に出席し（出席率100%）、銀行や証券会社における財務及び国際業務で培ってきた知見や、製造会社の経営に携わった知識、経験を活かして監査職務を執行するとともに、必要に応じて企業経営の会計及び業務執行を統括する見識に基づく発言を行う等、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。
監査役	吉田 悦章	取締役会15回のうち15回（出席率100%）、及び監査役会15回のうち15回に出席し（出席率100%）、長年の公的金融機関勤務で培ってきた財務及び国際業務の知見と経験に基づき監査職務を執行するとともに、大学教授として国際金融や経済、グローバル経営について精通した専門的見地に基づく発言を行う等、経営に対する監督・監視機能を十分に発揮しました。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

【経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名を行うにあたっての方針及び手続】

当社では、取締役・監査役及び執行役員候補者の選任・指名については、社内規程に定める選任基準に基づき、業務経験、経営感覚、指導力、統率力、人格、倫理観、健康等を考慮し、取締役会において協議し決定しております。ただし、監査役候補者の指名にあたっては、事前に監査役会の同意を得た上で行ってまいります。

また、取締役・監査役及び執行役員の解任についても、社内規程に定める解任基準に基づき、これらの者の言動による当社の信用や企業価値の毀損程度、上記選任基準への抵触程度等を考慮し、取締役会において決定することとしております。

【取締役・監査役候補者の指名・選解任について】

候補者の選任にあたっては、取締役候補者として経営感覚・指導力・統率力に優れていることや、役員に相応しい人格や意見等を有することなどを総合的に勘案しつつ、取締役会において候補者の選任決議しております。その際、取締役候補者については取締役会決議によって選定された取締役3名以上（その過半数を社外取締役としています）で構成する指名委員会の諮問に対する答申を受けた上で、その指名理由を踏まえた審議を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

	支払額
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬等の額	65百万円
当社及び当社子会社が監査公認会計士等に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	95百万円

- (注) 1. 監査証明業務に基づく報酬には、英文財務諸表に関する2百万円を含んでおります。
 2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
 3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
 4. 監査役会は、当該事業年度の報酬について、会計監査人から事前に説明を受けた監査計画、監査内容やそれに伴う報酬の見積りの算定根拠等を確認し、また、前事業年度の見積りと実績の差異の分析結果などを総合的に検討した結果、妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるリース会計基準の改正に関するアドバイザー業務等を委託しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の会計監査人の解任又は不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ① 会社法第340条第1項各号に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、信用力、監査報酬、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人の解任又は不再任が必要と判断された場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。

- ② 会社法第340条第1項各号に定める場合が発生し、かつ、株主総会を開催して会計監査人を解任することが適当でない程の緊急性がある場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。
- ③ 監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に際しては、できる限り早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集及び審議を行うものとし、会社法第340条第1項、第4項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任又は不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条第1項、第3項に基づき、その監査能力、信用力、監査報酬等を総合的に勘案した上で、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。

(6) 会計監査人の選定方針と理由

監査役会は、監査役会で決定した「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」、及び日本監査役協会公表の「会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」の14項目を参考にした「評価基準」に基づき、経営執行部門からの意見聴取及び会計監査人からの報告聴取を行った上で、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性、監査報酬等の水準及び監査役・経営者・内部監査部門とのコミュニケーションの状況等を総合的に評価することによって、会計監査人を選定しております。

監査役会は、有限責任監査法人トーマツに関しては、その品質管理体制、監査チームの独立性等の評価項目いずれについても問題がないため、2026年度についても当社の会計監査人として選定することが適切であると考えております。

(7) 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているかを評価するために、「(6) 会計監査人の選定方針と理由」記載のとおり、予め設定している「評価基準」に基づき総合的な評価を行っております。

当社の監査役及び監査役会は、有限責任監査法人トーマツについては、実効的な経営機関を設け、組織的な監督・評価機関が有効であること、職業倫理の遵守及び監査チームの独立性、監査報酬等の水準が合理的であること、また監査役や経営者及び内部監査部門とのコミュニケーションが円滑であること等から、監査品質を維持し適切に監査していることを確認・評価しております。

6. 剰余金の配当等の決定の方針

当社は、株主の皆様へ、経営成績及び配当性向を考慮した適切な利益還元と、将来の事業展開、研究開発の拡充、経営基盤強化及び経営環境の変化などのための内部留保資金を総合的に勘案し、長期安定的な剰余金の配当水準を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、2026年5月28日開催の取締役会において、通期の連結業績などを総合的に勘案した結果、1株当たり19円とし、2026年6月29日を支払開始日とすることを決定いたしました。

これにより、中間配当実績1株当たり12円を加えた当期の年間配当は1株当たり31円となります。

また、2025年度からスタートした中期経営計画「Bridge to Daido 2030」では、ROEの改善を軸に企業価値の向上を図り、この向上した企業価値を、未来への投資と株主の皆様への還元に繋げていくことを重視してまいります。株主還元については、配当性向を2027年度で35%以上、2030年度で40%以上という計画達成に向け取り組んでおります。

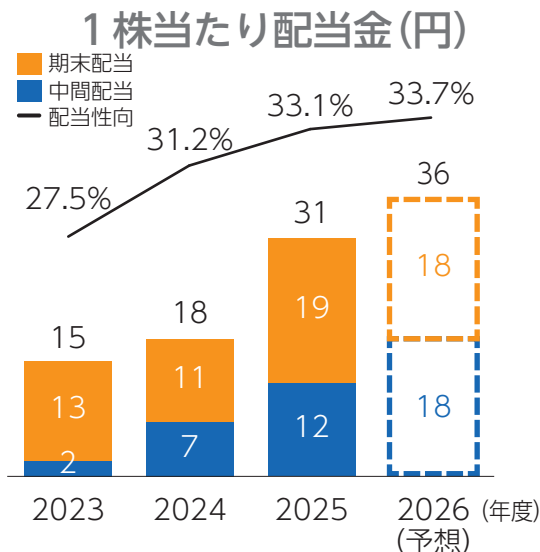
次期の配当につきましては、1株当たり年間36円（中間配当18円、期末配当18円）を予定いたしております。

なお、当社は、会社法第459条に基づき、9月30日及び3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。

7. その他株式会社の状況に関する重要な事項

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針については当社ウェブサイト掲載の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載しておりますので、当該報告書をご参照ください。

[\(https://www.daidometal.com/jp/sustainability/corporate_governance/\)](https://www.daidometal.com/jp/sustainability/corporate_governance/)



(注) 本事業報告に記載の金額、株式数、議決権の所有割合、持株比率は表示単位未満を切り捨てて、その他の比率は表示単位未満を四捨五入にて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	112,422	流動負債	74,335
現金及び預金	29,469	支払手形及び買掛金	10,300
受取手形	1,813	電子記録債権	13,327
売掛金	29,400	短期借入金	27,187
電子記録債権	3,497	1年内返済予定の長期借入金	8,206
商品及び製品	19,886	リース債権	515
仕掛品	14,357	未払法人税等	2,323
原材料及び貯蔵品	11,047	契約引当金	150
その他の金	3,069	賞与引当金	2,051
貸倒引当金	△119	役員賞与引当金	138
		製品補償引当金	87
		営業外電子記録債権	1,227
		その他	8,818
固定資産	97,012	固定負債	43,674
有形固定資産	65,405	長期借入金	29,104
建物及び構築物	18,571	リース負債	874
機械装置及び運搬具	21,717	繰延税金負債	5,257
土地	11,042	株式給付引当金	112
リース資産	2,211	役員株式給付引当金	101
建設仮勘定	10,478	退職給付に係る負債	7,884
その他	1,384	資産除去債	17
		その他	322
無形固定資産	7,240	負債合計	118,009
のれん	2,898	(純資産の部)	
その他	4,341	株主資本	62,694
		資本金	8,413
		資本剰余金	13,112
		利益剰余金	41,623
		自己株式	△455
投資その他の資産	24,366	その他の包括利益累計額	19,395
投資有価証券	8,326	その他有価証券評価差額金	1,786
長期貸付金	243	為替換算調整勘定	13,000
退職給付に係る資産	12,127	退職給付に係る調整累計額	4,608
繰延税金資産	2,142	非支配株主持分	9,335
その他	1,574	純資産合計	91,425
貸倒引当金	△47	負債純資産合計	209,434
資産合計	209,434		

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		142,009
売 上 原 価		106,248
売 上 総 利 益		35,761
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		27,389
営 業 利 益		8,371
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	644	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	117	
補 助 金 収 入	173	
そ の 他	359	1,295
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,455	
固 定 資 産 除 却 損	102	
為 替 差 損	338	
そ の 他	368	2,265
経 常 利 益		7,402
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,074	1,074
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,476
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,783	
法 人 税 等 調 整 額	△684	3,099
当 期 純 利 益		5,377
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		980
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,396

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		78,514
売上原価		60,829
売上総利益		17,684
販売費及び一般管理費		13,319
営業利益		4,365
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,751	
その他	323	3,074
営業外費用		
支払利息	732	
固定資産除却損	74	
為替差損	20	
その他	2,084	2,911
経常利益		4,528
特別利益		
投資有価証券売却益	826	826
税引前当期純利益		5,354
法人税、住民税及び事業税	1,435	
法人税等調整額	△94	1,341
当期純利益		4,012

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

大同メタル工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神野 敦生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 泰彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大同メタル工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同メタル工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

大同メタル工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神野 敦生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 泰彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大同メタル工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、大同メタル工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役の作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査センターその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な各部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

大同メタル工業株式会社 監査役会

常勤監査役 高 木 幸 司 ㊟

社外監査役 松 田 和 雄 ㊟

社外監査役 吉 田 悦 章 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル 2階ホール



交通機関

地下鉄 ■ 東山線・■ 鶴舞線「伏見駅」下車 5番出口より徒歩約5分

- ◎ 当日の受付開始時間は午前9時を予定いたしております。
- ◎ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 今後の状況により、株主総会会場の急な変更や開始時刻の繰り下げ等が生じる可能性もございます。最新の情報を当社ウェブサイトにてご確認くださいようお願いいたします。
当社ウェブサイト：[\(https://www.daidometal.com/jp/\)](https://www.daidometal.com/jp/)
- ◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産の配布及び飲料のご提供は行いません。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



地図はこちら
スマートフォン等で、
QRコードを読み取って
ご参照ください。

UD
FONT

